

『住まいの相続登記 忘れていませんか』

増木の 遺産整理 サービス

相続税の支払いがないから土地・建物の相続登記は必要ないと思いがちです。固定資産税は支払っていても相続登記は必要です。時間が経てば経つほど登記が困難になってしまいます。問題が起こる前に、お問い合わせ下さい。

諸費用の目安

公正証書遺言／公証役場費用 **100,000円**～



サービス内容

- ①**法定相続人関係人調査書作成** 除籍謄本、原戸籍、住民票除票等の取得
- ②**相続不動産調査書作成** 法務局謄本調査（土地・建物・私道持分等）、行政調査、都市計画道路調査、道路のセットバック調査、用途地域別容積率調査、東電地役権調査等
- ③**相談** 税理士、司法書士と連携して相続人の皆様のご質問にお答えいたします。
- ④**不動産の管理、活用、処分** 不動産の賃料査定、売却査定から売却による納税資金の確保までおまかせ下さい。

別途諸手続き業務

土壌汚染・土地履歴調査、地中障害物調査、地盤改良調査、土地測量、高低測量等

- 「相続税の納税猶予に関する適格証明書」申請業務
- 「生産緑地解除」申請業務
- 「市街化調整区域農地転用許可」申請業務
- 「公正証書遺言書」「任意後見契約公正証書」を作成していただきます。



お問い合わせ先

TEL.048-477-2007

営業部 加藤まで
相続診断士・宅地建物取引士



クレジットカードがご利用いただけます。

明治5年
創業



増木工業株式会社

Panasonic Builders Group | パナソニックビルダーズグループ

建設業許可 国土交通大臣(特-27)第23888号 宅地建物取引業免許 国土交通大臣(2)第8122号
一級建築士事務所登録(埼玉県知事登録(1)第11190号 東京都知事登録 第57037号)

TEL.048-477-2007 FAX.048-477-1167

〒352-0011 埼玉県新座市野火止三丁目10番7号

詳しくは www.masuki.net/

